

平成28年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成28年2月9日 開会

平成28年2月9日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成28年第2回新十津川町議会臨時会

平成28年2月9日（火曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 発議第1号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
について

第4 議案第3号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

第5 議案第4号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
会計管理者	乗松真寿美君
保健福祉課長	野崎勇治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
代表監査委員	山本忍君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成28年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、発議第1号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） おはようございます。それでは、議長の指示がございましたので、発議第1号について、その内容の説明をさせていただきたいと思っております。

発議第1号でございますけれども、提出者、賛同者は書いてあるとおりでございます。早速、内容の説明に入りたいと思っております。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてということでございます。

提案理由でございますけれども、平成27年8月の人事院勧告に準拠いたしまして、新十津

川町議会議員の期末手当に関し所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものであるという内容でございます。

発議の内容でございますけれども、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるとしてございます。

第1条の部分につきましては、条例の第6条第2項中の100分の215を100分の225に改める。

第2条につきましては、条例の第6条第2項中の100分の190を100分の195に、100分の225を100分の220に改めるといった内容でございます。

附則を含めまして、ご説明を申し上げたいと思っておりますが、この改正は、今申上げたように、人事院勧告が出ました。それに準拠した形で期末手当に関して、所要の改正を行うという趣旨でございます。

この改正の内容ですけれども、期末手当0.1か月分を引き上げるもので、その引き上げの内容といたしましては、平成27年度は12月の支給で0.1か月分を引き上げる。さらに、28年度以降については、0.1か月分を6月、12月に分けまして、それぞれ0.05か月分引き上げるといった内容でございます。

附則等については、こういった部分についての説明が記載されております。

なお、この案件につきましては、先の全員協議会の方で多様な意見が出されました。それらを踏まえまして、今回、このような形で提案をさせていただくわけでございます。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第3号、新十津川町職員の給与に関する条例等の

一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第3号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定めることといたしまして、提案理由でございます。裏面をお開き願いたいというふうに思います。

平成27年8月の人事院勧告に準拠し、町長、副町長、教育長及び職員の給与等に関し所要の改正を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第3号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正の内容について、ご説明申し上げます。

本条例は、新十津川町職員の給与に関する条例の一部及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を、一括して改正する条例でございますが、今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、平成27年8月の人事院勧告に基づいて、給与の改正を実施いたしたいとするものでございます。

地方公務員の給与は、地方公務員法において、国の給与水準などを参考に決めるように定められていることから、例年、条例改正の必要がある場合には、秋の臨時国会での国家公務員の給与法改正を受けて、12月支給の期末勤勉手当の基準日であります12月1日の前、11月の下旬頃に提案をさせていただいておりますが、昨年は、秋の臨時国会が開催されず、国家公務員の給与法改正が大幅に遅れる見込みとなったため、改正条例の提案には至りませんでした。

総務省は、地方公務員の給与決定を国の給与決定に先行しないよう自治体に求めており、本町においても、他の地方自治体と同様に国家公務員の給与法の改正を待って、給与改定の手続きを進めることとしたことから、本年1月20日の国家公務員の給与法改正を受けて、今回の提案となったものでございます。

昨年8月に示されました平成27年度の人事院勧告における給与に関する勧告の骨子でございますが、一つ目といたしましては、民間給与との較差0.36パーセントを埋めるため、俸給表の水準を引き上げること。二つ目といたしまして、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1か月分引き上げ、現行の4.1か月を4.2か月に改定すること。

また、引き上げ分につきましては、民間の支給状況等を踏まえて、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとなっております。

それでは内容のご説明を申し上げます。

お手元に配布しております新旧対照表に合わせて、ご参照いただきますようお願いいたします。新旧対照表1ページをご覧ください。

一部改正条例第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条の4の勤勉手当でございます。

第2項第1号は、再任用以外の職員の勤勉手当支給割合についてでございます。現行の6月及び12月の支給割合100分75を、今年度の勧告に沿って支給割合を0.1か月分引き上げるものであり、12月の支給割合を100分の85に改正したいとするものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当支給割合についてでございます。本年度の勧告に沿って、支給割合を0.05か月分を引き上げ、現行の6月及び12月の支給割合100分の35を、12月分について100分の40に改正したいとするものでございます。

次に、附則でございます。

附則第8項、特定職員と言われる給料表6級の55歳以上の職員に係る勤勉手当の減額率を改正するもので、現行の6月及び12月の減額割合100分の1.2375を、6月100分の1.125、12月100分の1.275に改正したいとするものでございます。

次に、議案にお戻りいただきまして、第1条の下から2行目でございます。

別表第1及び別表第2でございますが、これは、一般職給料表と医療職給料表でありまして、提案理由の次のページから記載をさせていただいております。勧告内容に添って平均0.4パーセントの引き上げとなります。

今回の改正は、特に若層に重点をおいた改定でございます。1級の初任給では2,500円のアップ、高齢層については1,100円の引き上げを基本とした改定となっております。

以上が、第1条に係る内容ですが、この条文の改正は、一部改正条例附則第2項第1号にありますように、平成27年4月1日から適用したいとするものでございます。

次に、新旧対照表2ページをお開きいただきたいと思います。

一部改正条例第2条関係です。同じく新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条の4勤勉手当でございます。

この条文につきましては、一部改正条例附則第1項にありますように、平成28年4月1日から適用するもので、先ほどの第1条関係の改正案をさらに改正する内容となっております。

したがって、この条文の現行欄の規定は、先ほどの第1条関係の改正案の部分がそのまま規定されることとなっております。

第2項第1号につきましては、今年度の勧告に沿って引き上げた12月の支給割合を0.05か月引下げ、その分を6月の支給割合に加算するという内容で、現行の6月の支給割合100分の75、12月の支給割合100分の85を、6月、12月とも100分の80の支給割合に改正したいとするものでございます。

第2号の再任用職員の勤勉手当、支給割合につきましても同様に、現行の6月支給割合100分の35、12月の支給割合100分の40を、6月、12月とも100分の37.5に改正したいとするものでございます。

3ページに移りまして、附則でございます。

附則につきましても、同様の改正でございます。附則第8項、特定職員に係る勤勉手当の減額率を改正するもので、現行の6月の減額割合100分の1.125、12月の減額割合100

分の1.275を、6月、12月とも100分の1.2に改正したいとするものでございます。

次に、一部改正条例。

第3条関係。新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございまして、第5条期末手当でございまして。

第2項、町長、副町長及び教育長の12月支給分の期末手当について、一般職職員と同じく100分の10の引上げを行い、100分の215から100分の225に改正したいとするものでございます。

なお、この条文の改正は、一部改正条例附則第2項第2号にありますように、平成27年12月1日から適用したいとするものでございます。

次に、一部改正条例第4条関係。同じく新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございまして。

この条文につきましては、一部改正条例附則第1項にありますように、平成28年4月1日から適用するもので、先ほどの第3条関係の改正案をさらに改正する内容となっております、

したがって、現行欄の規定は、先ほどの第3条関係の改正案の部分がそのまま規定されております。

第2項において、一般職職員と同様に、今年度引き上げた12月の支給割合を0.05か月引下げ、その分を6月の支給割合に加算するという改正の内容で、現行6月支給分の期末手当100分の190、12月支給分の期末手当100分の225を、6月支給分100分の195、12月支給分の期末手当100分の220に改正したいとするものでございます。

次に、議案にお戻りいただき、附則でございしますが、第1項で、この条例は公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の規定については、平成28年4月1日から施行したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。

第2項第1号においては、第1条関係の規定について平成27年4月1日に遡り、適用したいとするもの。

同じく第2号においては、第3条関係の規定について、平成27年12月1日に遡り、適用したいとするものでございます。

第3項については、第1条の規定による改正前の給与条例により支給された給与の内払いのみなし規定について定めております。

参考までに、本条例の改正により必要となる所要額でございしますが、609万4千円、一般職職員1人当たりでは、年間6万1千円程度の増額となる見込みとなっております。

予算措置につきましては、一般職職員から特別職への就任等による人件費の執行残が見込まれることから、規定の予算により対応することとして、人件費の予算補正は必要がない状況となっております。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第4号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第4号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

平成27年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,011万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第4号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第6号につきまして、内容をご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明申し上げます。総括、歳入。

10款、地方交付税。補正額102万8千円、計28億8,602万8千円。これにつきましては、本年度の普通交付税額が確定いたしましたので、その一部を充当財源として補正するものでございます。

歳入合計、補正額102万8千円、計56億6,011万3千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額102万8千円、計5億9,141万1千円。財源内訳は、一般財源で102万8千円。

歳出合計、補正額102万8千円、計56億6,011万3千円。財源内訳、一般財源で102万8千円。

それでは次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出の補正内容でございます。

2款1項3目財産管理費。補正額85万円、計1億640万9千円。財源内訳は、一般財源で85万円。内容を申し上げます。2番、普通財産管理事務85万円。これにつきましては、菊水区内中央310番地でございます国土交通省所管の旧道路事務所官舎1棟を借り入れるための賃借料を計上するものでございます。本町は、本年4月から採用する予定の職員の住宅を確保するため、町内の空き住居を確保しようと、現在、調整をしているところでございますが、町内民間アパートにつきましては、空きが少なく十分な部屋数を確保できないという懸念がございました。先般、国有財産を管理いたします北海道財務局から本町に対し、中央310番地の2階建て2棟8戸の払下げの打診がございましたことから、この住宅確保のため、払下げを受けたい旨の申入れをしたところでございます。

ただし、払下げをする官舎2棟のうち1棟につきましては、本年3月まで居住者がおりまして、また、条件として2棟一括の払下げが要件となっております。よって、払下げにつきましては、本年8月以降になるという見込みになってございます。よって、現在、空き家となっている1棟分につきましては、貸付を受けるべく、その賃借料を今回補正計上するものでございます。

次、10目諸費。補正額17万8千円、計6,651万5千円。財源内訳、一般財源で17万8千円。内容を申し上げます。1番、町民葬祭事業17万8千円。これにつきましては、町民慶弔規定に基づき贈呈をいたします香典等が不足となったため、増額をするものでございます。

以上で補正予算内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 関連あるんで、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、今、普通財産のところでは補正が出されましたけども、2棟8戸の住宅を払下げを受けるというような話でございますけども、ちょっと具体的にどこの場所なのか、今、どういう形態になっているのか、その部分を含めまして、仮に人が入っているということであれば、その方々がいったいどうなるのかというふうな事につきましても、ちょっとお聞かせいただけ

ればと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、ただいまの8番議員の質疑にお答えいたします。

まず、物件でございますが、先ほどの説明にもありましたように、新十津川町字中央310番12、13、14ということで、具体的な場所は、さいぐさ商店の北側の方にある建物でございます。2棟8戸2階建ての物、1棟4戸が2棟というような建物でございます。

それで、国土交通省、旧道路事務所の職員の方が使用している官舎でございます。その1棟については、平成21年にもうすでに廃止という事になりまして、現在、誰も住んでございません。それで、もう1棟につきましては、本年3月まで職員の方がお住まいになっておりますが、その方が転居されるということで、その建物を北海道開発局では廃止するという事で、今回の払下げの打診となったものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成28年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員